

次世代育成手当 氏名住所 等変更届

千代田区長殿

提出年月日	※受付確認年月日
令和 . .	令和 . .

受給者	変更前	氏名			
		住所	〒 -	電話	( )
	変更後	氏名			
		住所	〒 -	電話	( )
	変更年月日		令和 . .		
	配偶者	変更前	氏名		
住所			〒 -	電話	( )
変更後		氏名			
		住所	〒 -	電話	( )
変更年月日		令和 . .			
児童		変更前	氏名		
	住所		〒 -	電話	( )
	変更後	氏名			
		住所	〒 -	電話	( )
	変更年月日		令和 . .		
	変更前	氏名			
住所		〒 -	電話	( )	
変更後	氏名				
	住所	〒 -	電話	( )	
変更年月日		令和 . .			
備考			受給者	住所	〒 -
				電話	( )
				氏名	

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

(裏面)

注意

- 1 この届は、以下の場合に提出してください。
  - ① 受給者が氏名、住所を変更した場合
  - ② 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）が氏名又は住所を変更した場合
  - ③ 受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
  - ④ 受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が千代田区内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の区市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。
- 3 児童の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって千代田区長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ① 千代田区から他の区市町村に住所を変更した場合
  - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
  - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 4 この届は、1の①から④までに係る事項を変更してから14日以内に、1の⑤に係る事項を変更した場合は速やかに提出してください。